

**【要注意】サプリメントの汚染に起因したアンチ・ドーピング規則違反について**  
日本スポーツ仲裁機構による本年 8 月 18 日付仲裁判断

平成 28 年に開催された第 71 回国民体育大会（以下、国体）で実施されたドーピング検査で自転車トラック・レースに参加した競技者の尿検体から「陽性」反応が出たことが新聞等で報道されました。原因は競技者が摂取していたサプリメントが汚染されていたためです。この競技者は陽性となった国体でのドーピング検査の前から、継続的に同じサプリメントを摂取していましたが、国体より以前に開催された別の大会時に実施されたドーピング検査結果は「陰性」でした。つまり、同じ商品名であってもリスクがあり安全とは言えず注意が必要です。

今回は競技者本人によって「意図的ではなかった」旨の証明がなされたと判断され、「重大な過誤又は過失がないこと」が立証されたものと判断されたので、「4 か月間の資格停止」が競技者に下されました。

意図的であるかないか、自らに落ち度があるかないかに関わらず、競技者の体内に禁止物質やその代謝物、マーカーが存在した場合にはアンチ・ドーピング規則違反となります。競技者はコンディションを保つうえでも自身が摂取するものには細心の注意を払うこと、またアンチ・ドーピング規則違反について、もう一度 **PLAY TRUE BOOK** を見直す等して、アスリートとして果たすべき「責務」を自覚し、行動できるよう心がけてください。

決定にいたる詳細は日本スポーツ仲裁機構や日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイトで参照できますので随時閲覧するようにしてください。

以上

**(JADA 規定参考条文)**

10.2.1 資格停止期間は、次に掲げる場合には 4 年間とする。

10.2.1.1 アンチ・ドーピング規則違反が特定物質に関連しない場合。但し、競技者又はその他の人が当該アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかった旨を立証できた場合を除く。

10.2.2 第 10.2.1 項が適用されない場合には、資格停止期間は 2 年とする。

**10.5.1.2 汚染製品**

競技者又はその他の人が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できる場合において検出された禁止物質が汚染製品に由来したときには、資格停止期間は競技者又はその他の人の過誤の程度により、最短で資格停止を伴わないけん責とし、最長で 2 年間の資格停止期間とするものとする。

JADA 規定付属文書 1 定義

「汚染製品」とは、製品ラベル及び合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。